

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成18年 8 月 4 日
金 曜 日

第 2624 号

目 次

告 示	
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	3
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	
○保安林の指定の解除予定	4
内水面漁場管理委員会指示	
○コイの放流の制限及び遺棄の禁止	5
公 告	
○随意契約の相手方等の公示	6
○大規模小売店舗立地法による意見書の概要	7

告 示

富山県告示第461号

指定介護療養型医療施設の指定の辞退について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第48条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設から、同法第 113条の規定により次のとおり指定の辞退の届出があったので、同法第 115条第 2 号の規定により公示する。

平成18年 8 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

開設者	名称	医療法人社団嘉奉会
	主たる事務所の所在地	南砺市細木48番地
施設	名称	松田外科医院
	所在地	南砺市細木48番地
	介護保険事業所番号	1612010577
指定辞退年月日		平成18年 7 月31日

富山県告示第462号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 8 月 4 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成18年 8 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町大家庄 815 番から	変更前		最大 12.6 最小 6.2	251.4	入善土木 事務所
	下新川郡朝日町不動堂 177 番まで	変更後		最大 19.6 最小 11.0	252.0	
県道 北羽入入善線	下新川郡朝日町大家庄 840 番 3 から	変更前		最大 7.8 最小 5.5	123.8	入善土木 事務所
	下新川郡朝日町大家庄 795 番まで	変更後		最大 38.0 最小 11.0	146.0	
県道 小杉婦中線	富山市婦中町新町字江地下 234番 4 地先から	変更前	B	最大 41.0 最小 13.0	78.0	富山土木 センター
	富山市婦中町新町字天王24 番 4 地先まで	変更後	B	最大 51.0 最小 13.0	78.0	
県道 黒部宇奈月線	黒部市荻生字新堂6599番 3 地先から黒部市若栗3241番 3 地先まで	変更前	A	最大 24.8 最小 7.0	2526.4	入善土木 事務所
	黒部市荻生字新堂6599番 3 地先から黒部市若栗3241番 3 地先まで	変更後	A	最大 24.8 最小 7.0	2526.4	

	黒部市荻生字新堂6910番10地先から黒部市若栗4092番地先まで		B	最大 38.4 最小 18.2	2400.0	
県道 金沢湯涌福光線	南砺市綱掛53番から 南砺市吉見 206番まで	変更前	A	最大 9.5 最小 5.5	449.3	砺波土木 センター
		変更後	B	最大 30.5 最小 13.0	337.5	

富山県告示第463号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月4日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

富山県知事 石 井 隆 一

路 線 名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小杉婦中線	富山市婦中町新町字江地下 234番 4 地先から 富山市婦中町新町字天王24番 4 地先まで	平成18年8月4日	富山土木 センター
県道 金沢湯涌福光線	南砺市綱掛53番から 南砺市吉見 206番まで	平成18年8月4日	砺波土木 センター

富山県告示第464号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営吉江南部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法

律第 195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年8月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営吉江南部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年8月4日から

平成18年9月1日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第465号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県黒部市宮沢字新坂538の1・539の1・540の1・543の1（以上4筆につ

いて、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を富山県農林水産部森林政策課及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第 4 号

コイの放流の制限及び遺棄の禁止について

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成18年 8 月 4 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 押 田 博

1 指示の内容

放流の制限

次に掲げるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)は、県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りではない。

ア 県内外の公共用水面等で採捕されたコイ

イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイと水を介しての接触があったコイ

ウ PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ
遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成18年 8 月16日から平成19年 8 月15日まで

公 告

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。)第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年富山県規則第68号)第12条の規定により次のとおり公示する。

平成18年 8 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

水平振動台 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納事務局会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 7 月 5 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

轟産業株式会社 福井県福井市毛矢三丁目 2 番 4 号

5 随意契約に係る契約金額

61,981,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成18年 5 月10日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の 2 第 1 項第 8 号

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

平成18年 3 月24日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）
附則第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見
書の提出がなされたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 8 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ砺波

砺波市太郎丸 3 丁目69番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代
表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 佐々木 孝治

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

3 提出された市町村の意見の概要

（砺波市）

意見なし

4 提出された意見の縦覧場所

富山県商工労働部商業流通課

5 提出された意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

平成18年 8 月 4 日（金）から平成18年 9 月 4 日（月）まで（富山県の休日を定
める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除
く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで